

随意契約理由書

件名	平成27年度教育用コンピュータ用周辺機器借上げ
契約の相手方	リコーリース株式会社 兵庫支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号
随意契約の理由	
<p>当該物品は、教職員や児童生徒の授業において経常的に使用しているものであり上記業者と賃貸借契約を締結していたが、令和2年3月31日で当該契約が終了する。</p> <p>当該物品は、令和2年12月31日に次期教育情報基盤サービス切り替え時に調達を予定しており、今回新規で調達するよりも現行で利用しているコンピュータシステムを継続利用することで、競争入札に付し、新たに調達するよりも有利に使用することができる。よって、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課 情報化推進係 (電話番号 986-0668)